



2025 年 9 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社ソフト 9 9 コーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 田 中 秀 明
(コード：4464 東証スタンダード)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 小 西 紀 行
電 話 番 号 06-6942-8761

会 社 名 堯アセットマネジメント株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 田 中 秀 明

(変更)「堯アセットマネジメント株式会社による株式会社ソフト 9 9 コーポレーション (証券コード：4464) の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

堯アセットマネジメント株式会社が 2025 年 8 月 7 日より開始した株式会社ソフト 9 9 コーポレーションの普通株式に対する公開買付けについて、2025 年 8 月 6 日付「堯アセットマネジメント株式会社による株式会社ソフト 9 9 コーポレーション (証券コード：4464) の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容が別添のとおり変更されますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、堯アセットマネジメント株式会社（公開買付者）が、株式会社ソフト 9 9 コーポレーション（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025 年 9 月 3 日付「(変更)「株式会社ソフト 9 9 コーポレーション (証券コード：4464) の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」

各 位

会社名 堯アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役 田中 秀明

(変更)「株式会社ソフト 9 9 コーポレーション (証券コード：4464) の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

堯アセットマネジメント株式会社 (以下「公開買付者」といいます。) は、2025 年 8 月 6 日、株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) スタンダード市場に上場している株式会社ソフト 9 9 コーポレーション (以下「対象者」といいます。) の普通株式 (以下「対象者株式」といいます。) を金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) に基づく公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) により取得することを決定し、2025 年 8 月 7 日より本公開買付けを開始しておりますが、公開買付者が、2025 年 9 月 2 日付で、KeePer 技研株式会社 (以下「KeePer 技研」といいます。) との間で公開買付応募契約を締結したことに伴い、2025 年 8 月 6 日付「株式会社ソフト 9 9 コーポレーション (証券コード：4464) の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

(変更前)

<前略>

本公開買付けの実施に当たり、公開買付者は、2025 年 8 月 6 日付で、対象者の代表取締役社長かつ第 7 位株主である田中秀明氏 (所有株式数：661,976 株、所有割合：3.07%)、同氏の出資する資産管理会社であり、対象者の主要株主かつ筆頭株主であるサントレード (所有株式数：3,246,528 株、所有割合：15.03%)、同氏の出資する資産管理会社であり、対象者の第 4 位株主であるエイチエーエス (所有株式数：835,000 株、所有割合：3.87%)、対象者の第 3 位株主である MIKIKO SUZUKI 氏 (所有株式数：1,492,656 株、所有割合：6.91%) 及び対象者の第 9 位株主である田中佐世子氏 (所有株式数：594,192 株、所有割合：2.75%) (以下、田中秀明氏、サントレード、エイチエーエス、MIKIKO SUZUKI 氏及び田中佐世子氏を総称して「本不応募合意株主」といいます。) との間で公開買付不応募契約 (以下「本不応募契約」といいます。) を締結し、(i)それぞれが所有する対象者株式の全て (所有株式数の合計：6,830,352 株、所有割合の合計：31.63%。以下「本不応募合意株式」といいます。) について本公開買付けに応募しない旨、(ii)本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会 (注 4) において本公開買付けの成立後に実施することが予定されている、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするための一連の手続 (以下「本スクイズアウト手続」といいます。) に関連する各議案に賛成する旨、並びに(iii)本スクイズアウト手続として会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。) 第 180 条に基づき対象者株式の併合 (以下「本株式併合」といいます。) を実施する場合、公開買付者の要請に従い、本不応募合意株主は対象者株式について消費貸借契約を締結して本貸株取引 (注 5) を行う旨を書面により合意しております。これにより、本公開買付けが成立し、本臨時株主総会において本株式併合の議案が承認可決された場合、本株式併合の効力発生の直前時における対象者の株主は、公開買付者、田中秀明氏及びサントレード並びに本公開買付けに応募しなかった対象者の株主 (ただし、本不応募合意株主を除きます。) となる予定です。

(注 4) 「本臨時株主総会」とは、本公開買付けの決済完了後速やかに、公開買付者が対象者に開催を要請する予定である、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会をいいます。

(注 5) 「本貸株取引」とは、公開買付者の要請に従い、サントレードが所有する対象者株式の全部又は一部

及びエイチエーエスが所有する対象者株式の全部を田中秀明氏に集約し、また、MIKIKO SUZUKI 氏及び田中佐世子氏が所有する対象者株式の全部をサントレードに集約し、サントレード及び田中秀明氏の所有割合が本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（ただし、本不応募合意株主を除きます。）の所有割合を上回るように、本不応募合意株主の間で対象者株式についての消費貸借契約を締結し、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、貸主となる株主が所有する対象者株式の全部又は一部を借り受ける取引をいいます。具体的には、①サントレード及びエイチエーエスが本貸株取引における貸主となり、所有する対象者株式の全部又は一部を田中秀明氏へ貸し出すこと、②MIKIKO SUZUKI 氏及び田中佐世子氏が本貸株取引における貸主となり、所有する対象者株式の全部をサントレードへ貸し出すこと、並びに③本貸株取引における借主となった田中秀明氏及びサントレードが、貸主に対して、本株式併合の効力発生後、本貸株取引を解消し、当該借り受けた対象者株式の全てを返却することを通じて、貸主が本スクイーズアウト手続後も対象者株式を継続して所有することを実現する予定です。

なお、MIKIKO SUZUKI 氏との間の本不応募契約においては、さらに、本スクイーズアウト手続の完了後、法第 24 条第 1 項但書に基づき対象者が内閣総理大臣から有価証券報告書を提出する義務の中断申請に係る承認を受けた後に、MIKIKO SUZUKI 氏が所有する対象者株式の一部を公開買付者に譲渡すること（以下「本株式譲渡」といいます。）（注 6）を合意しております。

（注 6）本株式譲渡においては、独立当事者間で同様の取引が実施される場合に設定され得る取引条件と同水準の取引条件を設定する予定であり、対象者株式の譲渡に係る譲渡価格を定める上で、MIKIKO SUZUKI 氏が所有する対象者株式 1 株当たりの価値は、本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と実質的に同額で評価する予定であり、本株式譲渡に係る取引条件は、実質的に本公開買付価格よりも有利な条件が設定されるものではないと考えられることから、本株式譲渡は、公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の 2 第 3 項。以下同じです。）の趣旨に反するものではないと考えております。

<中略>

（注 9）本応募合意個人株主が取得することを予定している B 種優先株式は、無議決権株式であり、かつ、普通株式に優先し A 種優先株式に劣後する順位で剰余金の配当を受けられる旨の定めがある種類株式であり、種類株式の内容として、取得請求権（B 種優先株主が公開買付者に対して普通株式又は金銭等を対価として B 種優先株式を取得することを請求する権利）、取得条項（公開買付者が B 種優先株主に対して金銭を対価として B 種優先株式を取得できる権利）及び配当請求権は定められない予定です。なお、公開買付者は、① B 種優先株式においては普通株式に優先する順位で剰余金の配当を受けられる旨の定めが置かれる予定であるものの当該配当の実施の有無は本取引の実施後における対象者の経営状況及び財務状況並びに市況等を踏まえて都度決定することが予定されているものであること、② B 種優先株式の 1 株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である 2,465 円（ただし、本スクイーズアウト手続として本株式併合を実施する場合、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）にする予定であり、ディスカウント価格で発行する予定もなく、本応募合意個人株式による公開買付者の B 種優先株式 1 株当たりの払込価額は、実質的に本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられることから、B 種優先株式を本応募合意個人株主に割り当てる行為は、公開買付価格の均一性規制の趣旨に反するものではないと考えております。

<後略>

（変更後）

<前略>

本公開買付けの実施に当たり、公開買付者は、2025 年 8 月 6 日付で、対象者の代表取締役社長かつ第 7 位株主である田中秀明氏（所有株式数：661,976 株、所有割合：3.07%）、同氏の出資する資産管理会社であり、対象者の主要株主かつ筆頭株主であるサントレード（所有株式数：3,246,528 株、所有割合：15.03%）、同氏

の出資する資産管理会社であり、対象者の第4位株主であるエイチエーエス（所有株式数：835,000株、所有割合：3.87%）、対象者の第3位株主であるMIKIKO SUZUKI氏（所有株式数：1,492,656株、所有割合：6.91%）及び対象者の第9位株主である田中佐世子氏（所有株式数：594,192株、所有割合：2.75%）（以下、田中秀明氏、サントレード、エイチエーエス、MIKIKO SUZUKI氏及び田中佐世子氏を総称して「本不応募合意株主」といいます。）との間で公開買付け不応募契約（以下「本不応募契約」といいます。）を締結し、（i）それぞれが所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：6,830,352株、所有割合の合計：31.63%。以下「本不応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨、（ii）本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会（注4）において本公開買付けの成立後に実施することが予定されている、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）に関連する各議案に賛成する旨、並びに（iii）本スクイーズアウト手続として会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施する場合、公開買付者の要請に従い、本不応募合意株主は対象者株式について消費貸借契約を締結して本貸株取引（注5）を行う旨を書面により合意しております。これにより、本公開買付けが成立し、本臨時株主総会において本株式併合の議案が承認可決された場合、本株式併合の効力発生直前時における対象者の株主は、公開買付者、田中秀明氏及びサントレード（以下のとおり、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の所有割合によっては、本貸株取引における貸主及び借主を変更する可能性があり、それに伴い、サントレードとなる可能性がございます。）並びに本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（ただし、本不応募合意株主を除きます。）となる予定です。

（注4）「本臨時株主総会」とは、本公開買付けの決済完了後速やかに、公開買付者が対象者に開催を要請する予定である、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会をいいます。

（注5）「本貸株取引」とは、公開買付者の要請に従い、サントレードが所有する対象者株式の全部又は一部及びエイチエーエスが所有する対象者株式の全部を田中秀明氏に集約し、また、MIKIKO SUZUKI氏及び田中佐世子氏が所有する対象者株式の全部をサントレードに集約し、サントレード及び田中秀明氏の所有割合が本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（ただし、本不応募合意株主を除きます。）の所有割合を上回るように、本不応募合意株主の間で対象者株式についての消費貸借契約を締結し、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、貸主となる株主が所有する対象者株式の全部又は一部を借り受ける取引をいいます。具体的には、①サントレード及びエイチエーエスが本貸株取引における貸主となり、所有する対象者株式の全部又は一部を田中秀明氏へ貸し出すこと、②MIKIKO SUZUKI氏及び田中佐世子氏が本貸株取引における貸主となり、所有する対象者株式の全部をサントレードへ貸し出すこと、並びに③本貸株取引における借主となった田中秀明氏及びサントレードが、貸主に対して、本株式併合の効力発生後、本貸株取引を解消し、当該借り受けた対象者株式の全てを返却することを通じて、貸主が本スクイーズアウト手続後も対象者株式を継続して所有することを実現する予定ですが、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（ただし、本不応募合意株主を除きます。）の所有割合によっては、公開買付者及び本不応募合意株主の所有割合が、当該応募しなかった株主の所有割合を上回るように、本貸株取引における貸主及び借主を変更し、借主をサントレードのみとする（この場合、貸主は田中秀明氏、MIKIKO SUZUKI氏及び田中佐世子氏のみとなり、エイチエーエスは本貸株取引の当事者とはなりません。）可能性がございます。なお、借主をサントレードのみとする場合には、エイチエーエスは本貸株取引の当事者とはならないため、本スクイーズアウト手続として実施される本株式併合によりその所有する対象者株式が1株に満たない端数となる可能性がございます。この場合、本スクイーズアウト手続により交付される金銭を公開買付者に再出資し、公開買付者の株式を取得する可能性がございますが、その場合でも、公開買付け価格の均一性規制（法第27条の2第3項。以下同じです。）の趣旨に反しないよう1株当たりの払込価額を決定する予定です。

なお、MIKIKO SUZUKI氏との間の本不応募契約においては、さらに、本スクイーズアウト手続の完了後、法第24条第1項但書に基づき対象者が内閣総理大臣から有価証券報告書を提出する義務の中断申請に係る承認を受けた後に、MIKIKO SUZUKI氏が所有する対象者株式の一部を公開買付者に譲渡すること（以下「本株式譲

渡」といいます。) (注6) を合意しております。

(注6) 本株式譲渡においては、独立当事者間で同様の取引が実施される場合に設定され得る取引条件と同水準の取引条件を設定する予定であり、対象者株式の譲渡に係る譲渡価格を定める上で、MIKIKO SUZUKI 氏が所有する対象者株式1株当たりの価値は、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)と実質的に同額で評価する予定であり、本株式譲渡に係る取引条件は、実質的に本公開買付価格よりも有利な条件が設定されるものではないと考えられることから、本株式譲渡は、公開買付価格の均一性規制の趣旨に反するものではないと考えております。

<中略>

(注9) 本応募合意個人株主が取得することを予定しているB種優先株式は、無議決権株式であり、かつ、普通株式に優先しA種優先株式に劣後する順位で剰余金の配当を受けられる旨の定めがある種類株式であり、種類株式の内容として、取得請求権(B種優先株主が公開買付者に対して普通株式又は金銭等を対価としてB種優先株式を取得することを請求する権利)、取得条項(公開買付者がB種優先株主に対して金銭を対価としてB種優先株式を取得できる権利)及び配当請求権は定められない予定です。なお、公開買付者は、①B種優先株式においては普通株式に優先する順位で剰余金の配当を受けられる旨の定めが置かれる予定であるものの当該配当の実施の有無は本取引の実施後における対象者の経営状況及び財務状況並びに市況等を踏まえて都度決定することが予定されているものであること、②B種優先株式の1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である2,465円(ただし、本スクイーズアウト手続として本株式併合を実施する場合、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)にする予定であり、ディスカウント価格で発行する予定もなく、本応募合意個人株式による公開買付者のB種優先株式1株当たりの払込価額は、実質的に本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられることから、B種優先株式を本応募合意個人株主に割り当てる行為は、公開買付価格の均一性規制の趣旨に反するものではないと考えております。

その後、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高めるため、対象者の第2位株主である KeePer 技研(所有株式数:2,687,700株、所有割合:12.45%)との間で、2025年9月2日付で、KeePer 技研が同日時点で所有する対象者株式の全て(所有株式数:2,687,700株、所有割合:12.45%)について、対象者の取締役会による本公開買付けに対する賛同意見表明決議が維持されていることを条件に、本公開買付けに応募することを内容とする公開買付応募契約を締結いたしました。

<後略>

以 上